

山梨県公報

第二千三百四十七号

平成二十五年

八月十九日

月曜日

目次

○道路の供用開始……………	五五三
○指定保安林の所在不分明通知……………	五五三
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(四件)……………	五五三
○土地改良区役員の退任及び就任……………	五五六

告示

山梨県告示第二百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年九月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日
一般国道	四一三号	南都留郡道志村字月夜野一四四番の二地先から南都留郡道志村字月夜野四五番の一地向まで	二八二・〇	平成二十五年八月十九日

公告

山梨県公報 第二千三百四十七号 平成二十五年八月十九日

指定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横内正明

一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町比志字反保七七四、七七六、七七七	丸茂富太郎

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定保安林の告示

平成二十五年七月十八日農林水産省告示第二千二百四十八号

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を都留市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字郷戸三〇三七の内三、三〇三七の内三	伊藤金蔵
都留市鹿留字はあす二九一一	伊藤石太郎、小幡與右工門
都留市鹿留字はあす二九一二の一、二九一二の二	加藤きみ子
都留市鹿留字糖蒔沢三一四五の二	加藤久男
都留市鹿留字宇登宇沢三〇九四の二	株式会社十日市銀行
都留市鹿留字腰巻二九七九の二	佐藤英治
都留市鹿留字上ノ山二四五一の二	渡辺きく

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月二十二日山梨県告示第二百四十八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十

条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市鹿留字岩下上三二八九	高部忠右工門、渡辺福春
都留市鹿留字天神ノ上三五一七、字白毛沢三六二八の三、三六二八の四	三枝明彦、三川敏子、三枝文彦
都留市鹿留字桜山三六九六、三六九六の一	安富友吉
都留市鹿留字天神ノ上三五一六の二	株式会社十日市銀行、三枝英一
都留市鹿留字糖蒔沢三二二四の二	佐藤唯雄
都留市鹿留字岩鼻三四二四	三枝英一
都留市鹿留字岩下上三三〇四の二	渡辺亀吉
都留市鹿留字砂原上三一〇の三	渡辺政一
都留市鹿留字桜山三六九七	渡辺善治
都留市鹿留字天神ノ上三五〇七の二、三五〇八の二	渡辺武

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月二十二日山梨県告示第二百四十九号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市境字條ヶ尾一六五六の二	瀬島文彦、ニチリン商事(株)
都留市鹿留字本土差三二七六の二	安富清作
都留市境字棒差一七五三	安留文雄
都留市朝日曾雌字大板屋一〇九〇の二	三浦うら
都留市十日市場字桜山一九二七	杉田武昌
都留市境字佐渡林一七八八	泉福院
都留市十日市場字桜山一九二四	中野清征
都留市境字棒差一七〇一の二	天野徳
都留市境字佐渡林一七九一、一七九二の一から一七	渡邊欽次郎

九二の四まで

都留市境字棒差一七五四の一から一七五四の六まで、
一七五六、一七五七、一七五七の内一、一七五八、
一七五九

白井潤美

都留市鹿留字本土差三二七七の二

鈴木昭治

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十五年七月二十二日山梨県告示第二百五十号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を都留市役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年八月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
都留市朝日馬場字清水頭一九七〇の二、一九七二の	清水英幸

二	都留市朝日曾雌字宮ノ前一五四四	小俣きん
	都留市朝日曾雌字大板屋一一二二（次の図に示す部分に限る。）	小俣逸作
	都留市朝日曾雌字広瀬一六二二（次の図に示す部分に限る。）	小俣金造
	都留市朝日曾雌字保良一三六四（次の図に示す部分に限る。）	清水大治郎
	都留市与繩字宇里久保一六四八、一六六〇	前田勝次良
	都留市与繩字松原一四四六の一、一四四六の三	前田豊
	都留市法能字住吉山二九五の二、二九六の二、大野字大平山六五九の二	大原毅
	都留市大野字大平山六五三、六五四、六七七	大津巖
	都留市朝日曾雌字広瀬一六一九（次の図に示す部分に限る。）	渡辺信太郎
	都留市朝日曾雌字大板屋一一一〇（次の図に示す部分に限る。）	渡辺平
	都留市朝日曾雌字宮ノ前一五七五（次の図に示す部分に限る。）	日向重四郎
	都留市与繩字松原一五〇一	前田照之甫

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法

同	同	同	同	同	同	理事	役職名
同	同	同	同	同	同	清水 正基	氏名
同	同	同	同	同	同	南アルプス市有野二八九六	住所
同	同	同	同	同	同	飯野新田八九〇一	退任年月日
同	同	同	同	同	同	平成二十五年三月三十一日	
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	

一 退任

山梨県知事 横内正明

● 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、御勅使川右岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成二十五年八月十九日

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十五年七月二十二日山梨県告示第二百五十一号

（二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 就任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
市川善英	東利利喜雄	伊藤宏	川崎光規	浅利覚	同	同	同	同	同	櫻本安善	氏名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南アルプス市有野三二一三	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十五年四月一日	就任年月日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
森谷修	清水正基	市川弘則	矢崎実	飯田肇	櫻本進	浅利覚	芦沢清彦	佐々木公夫	米山忠直	櫻本安善	氏名
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	南アルプス市有野三二一三	住所
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十五年四月一日	就任年月日

同
飯田裕彦
同
築山二〇五
同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番